

問い合わせは 伊奈庁舎児童福祉課へ ☎58-2111 (内線1162)

# DV被害者等 生活支援特別給付金

市では、配偶者などからの暴力(DV)の被害者で、定額給付金の給付および子育て応援特別手当の支給が受けられない方に対し、定額給付金相当額等を「つくばみらい市DV被害者等生活支援特別給付金(以下、「特別給付金」として給付します。

## 対象となる方

平成21年2月1日(基準日)から特別給付金を申請する日まで、引き続き本市に居住されているDV被害者等で、次の要件をすべて満たす方が対象です。

(1) 定額給付金または子育て応援特別手当の支給対象となっていないこと

(2) 定額給付金および子育て応援特別手当のいずれも受けていないこと

(3) 他自治体から特別給付金と同様の給付を受けていないこと

## 給付額

(1) 定額給付金相当額 1人につき1万2000円 ※基準日に、65歳以上または18歳以下の方は1人につき2万円

(2) 子育て応援特別手当相当額:

1人につき3万6000円

※平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた子どもで、18歳までの子から数えて、

第2子以降にある子

## 申請方法

次の書類をすべて用意し(いずれも1部ずつ)、児童福祉課あてに**10月15日(木)**までに申請してください。(郵送可)

(1) 申請書(兼請求書)

(2) 本人であることを確認できる書類(運転免許証の写しなど)

(3) 金融機関の口座を確認できる書類(預金通帳の写しなど)

※口座がない場合は現金で給付します。

(4) 基準日から給付申請日まで引き続き本市に居住していることを証明する書類(アパートの賃貸契約書の写しなど)

(5) 基準日時点で、DV被害者であることを確認できる書類(裁判所発行の保護命令書の写しなど)

(6) 同居家族がいる場合は、同居家族全員の氏名および生年月日を証する公的書類(健康保険被保険者証(写し)など)

## 家庭児童相談

家庭児童相談室では、子ども(18歳未満)の養育に関する悩みごと、子どもにかかわる家庭の人間関係など、児童福祉に関する相談に応じています。

### 【相談日】

月曜日から金曜日(開庁日)

## ひとり親相談

母子家庭・寡婦・父子家庭の方の生活全般の悩みなど、自立に向けた総合的な相談を、母子自立支援員が相談に応じています。

また、母子寡婦福祉資金貸付に関する情報提供などにも応じています。

### 【相談日】

月曜日から水曜日(開庁日)

## 家庭児童相談・ひとり親相談に共通する事項

相談内容は秘密厳守されます

### ▼相談方法

◎電話相談 ◎面接相談

### ▼相談場所

伊奈庁舎児童福祉課・相談室

☎58-2111(内線1161)

### ▼相談時間

午前9時～午後4時30分

\*予約できる方は事前に予約してください。

\*費用は一切無料です。

## 固定資産税の減額措置のお知らせ

市では、条例により住宅用地、商業地などに係る平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税について、その年度分の税額が、前年度分の税額に1.1倍を掛けた額を超える場合に、その超えることとなる税額を減額します。

評価替えに伴い評価額が大幅に上昇した場合であっても、この減額措置によって、税額は1.1倍までしか増加しない効果が生じることとなります。

該当する土地については、納税通知書の課税明細書に軽減税額が記載されています。

ただし、地積および地目の変更や区画整理事業地内の使用収益開始により、評価額が上昇した場合は適用されません。

## 新築の認定長期優良住宅(200年住宅)の固定資産税が減額されます

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が平成21年6月4日から施行され、次に該当する住宅について、固定資産税が減額されます。

### (1) 対象となる住宅

次の①から④の要件をすべて

満たすもの

①平成21年6月4日から平成22年3月31日までに新築されたもの

②長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づき茨城県が認定したもの

③床面積が50㎡以上280㎡以下(一戸建て以外の貸家住宅は、40㎡以上280㎡以下)であるもの

④居住割合が全体の床面積の2分の1以上であるもの

### (2) 減額の内容

当該住宅に係る固定資産税額の2分の1(床面積が120㎡を超える場合には120㎡相当分)が、5年度分(3階建て以上の中高層耐火住宅は7年度分)減額されます。

### (3) 申告に必要なもの

申告書(市役所にあります)および長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し(茨城県が発行するもの)

### (4) 申告時期

新たに固定資産税が課される年の1月31日まで

(5) 提出場所 伊奈庁舎国税務課窓口へ提出してください

問 伊奈庁舎国税務課・固定資産税係 ☎58-21111

(内線1135～1137)